

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議 題 説 明 書

地域振興課

議題名：第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

【内容】

第33期横浜市スポーツ推進委員の委嘱に係る推薦のお願いです。
現在委嘱している第32期横浜市スポーツ推進委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となります。これに伴い、新たに委員を委嘱するために、各自治会町内会に推薦をお願いするものです。

委嘱期間：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

委嘱人数：原則として自治会町内会から1名。ただし、定数は地域の実情に応じて、柔軟に対応できるものとします。

【例年あげている議題か？】

2年ごとをお願いしているもので、前回は平成30年11月区連会でお願いしました。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

別添の「第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について」に基づき、推薦報告書を令和3年2月26日(金)までに地域振興課へご提出くださいますようお願いいたします。

【その他、注意することなど】

推薦基準は、20歳以上の横浜市在住者のうち、新任者は委嘱時(令和3年4月1日)時点で原則65歳未満。再任の場合は委嘱時で原則70歳未満です。詳細は、別添「第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について」をご確認ください。

なお、推薦報告書は郵送または直接、地域振興課へご提出ください。個人情報保護のため、FAXや電子メールでのご提出はご遠慮ください。

問合せ先

担当部署 地域振興課

担当者名 中村、田中

TEL. 866-8415 FAX. 864-1933

戸地振第 767 号
令和 2 年 11 月 18 日

自治会町内会会長

横浜市戸塚区長 吉泉 英紀

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍されております第 32 期スポーツ推進委員の任期が、令和 3 年 3 月末日をもって満了となります。2 年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第 33 期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）候補者を、次のとおり御推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

2 提出期限

令和 3 年 2 月 26 日（金）

3 提出先

戸塚区地域振興課地域活動係

4 送付資料

- (1) 第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
- (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (3) 第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書
- (4) 横浜市スポーツ推進委員について

担当：戸塚区地域振興課
中村、田中
電話：866-8415

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

1 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

2 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

3 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。

（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。）

4 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

5 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

6 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市中で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年 6 月24日 法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 36 号

（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)				性 別
氏 名				
再任・新任の別	32期末までの勤続年数(再任者のみ)	生 年 月 日	令和3年4月1日現在の年齢	
再任・新任	年 か月		歳	
住 所		電話番号		
〒		(自宅)		
		(携帯)		
Eメール				
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承諾書
令和 年 月 日
私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。
(署 名)



エリアマップ

横浜市18区

戸塚区18地区連合町内会



世界トライアスロンシリーズ横浜大会



横浜マラソン大会

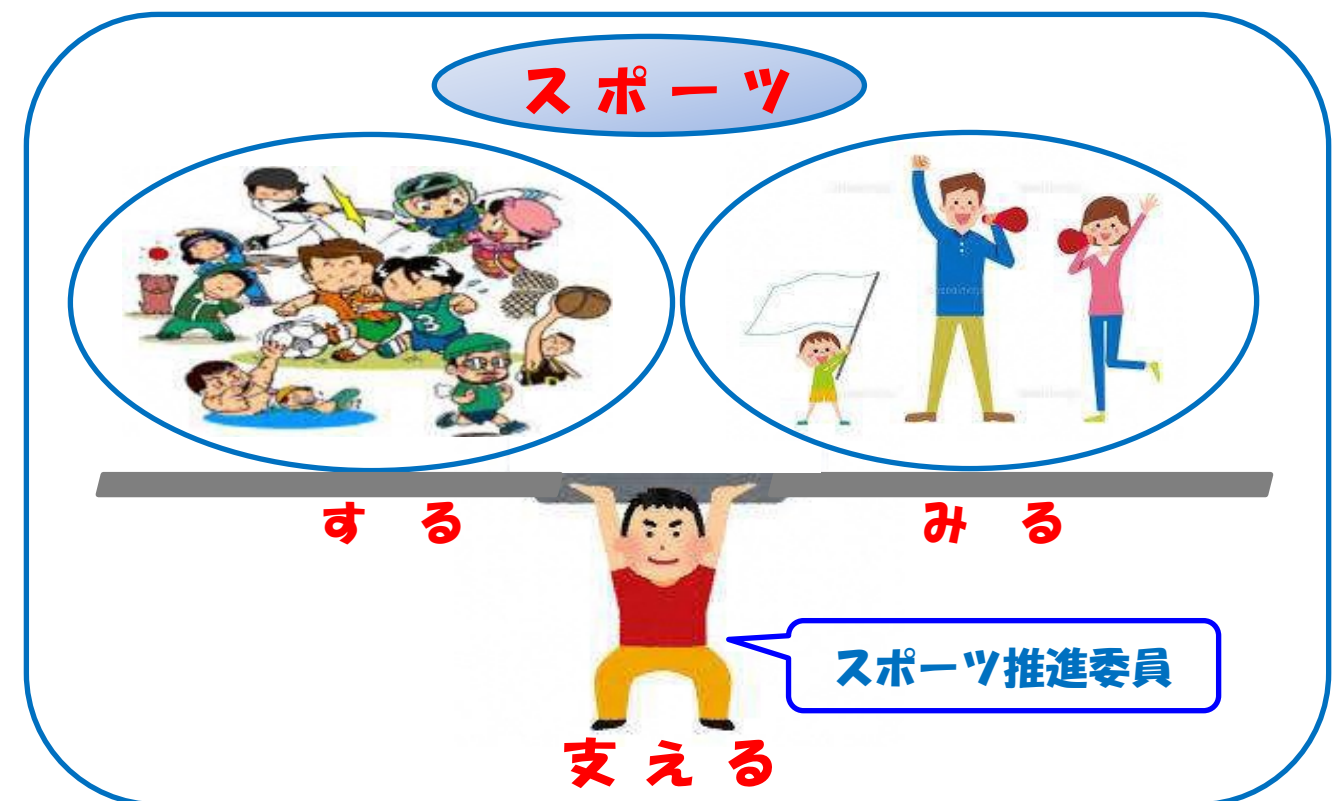
◇ 編集発行 戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会

◇ 事務局 戸塚区地域振興課 地域活動係

《 2020年11月1日 第2版発行 》



横浜市スポーツ推進委員について



1. 沿革

- 昭和25年 全国に先がけて「横浜市健民体育指導員」制度発足
- 昭和32年 文部省が「体育指導委員」制度の設置を奨励したため、体育指導委員組織の拡大を図る。
- 昭和36年 「スポーツ振興法」が制定され、体育指導委員の位置づけ、役割が明確にされる。
- 昭和38年 「横浜市体育指導委員規則」を制定し、職務内容を決定した。
- 平成23年 「スポーツ基本法」制定に伴い、体育指導委員から『スポーツ推進委員』に名称変更。「横浜市スポーツ推進委員規則」制定。

2. 身分

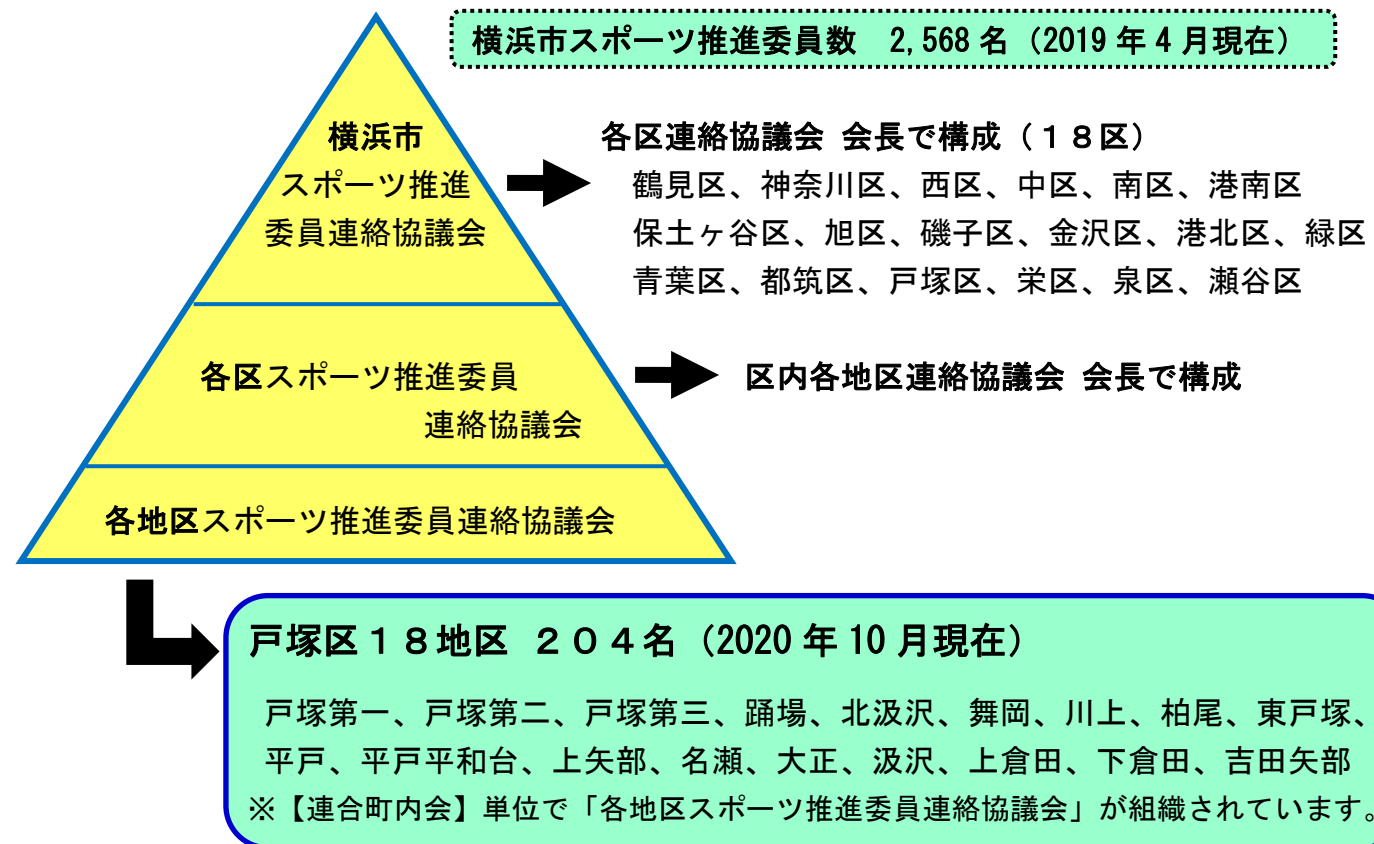
「スポーツ基本法」ならびに「横浜市スポーツ推進委員規則」に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤の特別公務員

3. 組織

公益社団法人全国スポーツ推進委員連合(47都道府県) 50,257名(2019年12月19日現在)

関東スポーツ推進委員協議会(1都8県) 14,992名(2019年12月19日現在)
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県

神奈川県スポーツ推進委員連合会(33市町村) 4,642名(2019年12月19日現在)
7ブロック(○表示)
横浜(横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町)
西湘(平塚市・小田原市・秦野市・南足柄市・大磯町・二宮町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町) 湘南(鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町) 県央(厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村) 相模原



4. 参画団体・協力団体

- ・戸塚区体育協会【2021年4月1日「戸塚区スポーツ協会」に改称】
(各地区会長は理事・区協議会会長は常任理事)
- ・戸塚区さわやかスポーツ普及委員会(各地区諸団体より選出)
- ・戸塚区青少年指導員協議会・各地区青少年指導員協議会
- ・各学校関係委員会 等

5. 職務

●地区(または自治会・町内会)を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- ① 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- ② すべての市民(子ども・青少年・高齢者・障がい者)へのスポーツの普及振興
- ③ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ④ 文化スポーツクラブへの参画
- ⑤ その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

具体的な活動

- ・健民祭(運動会等)の実施
- ・少年少女スポーツ大会の実施
- ・水泳教室の実施
- ・ヨコハマさわやかスポーツ講習会の実施
- ・マラソン、ウォーク、キャンプの実施

●区・市のスポーツ事業への参画並びに協力

(1) 区のスポーツ事業

- ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
- ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
- ③ その他、区で行うスポーツ事業

具体的な活動

- ・戸塚区駅伝大会、戸塚区民まつりへの協力
- ・戸塚区スポーツ協会、戸塚区さわやかスポーツ普及委員会への協力

(2) 市のスポーツ事業

- ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
- ② 地域の指導者として必要な研修事業
- ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
- ④ その他、横浜市内で開催される国際競技大会等